

第1章 震災対策

【計画目標1】 首都直下型地震に備えたまちづくり

第1章 震災対策

第1節 区全域レベルの対策

1 延焼遮断帯の形成

1-1-(1) 都市計画道路の整備

都や区は、市街地の延焼を遮断し、かつ、避難や救援活動の空間ともなる「延焼遮断帯」を構成する都市計画道路（未整備区間）の整備を推進します。

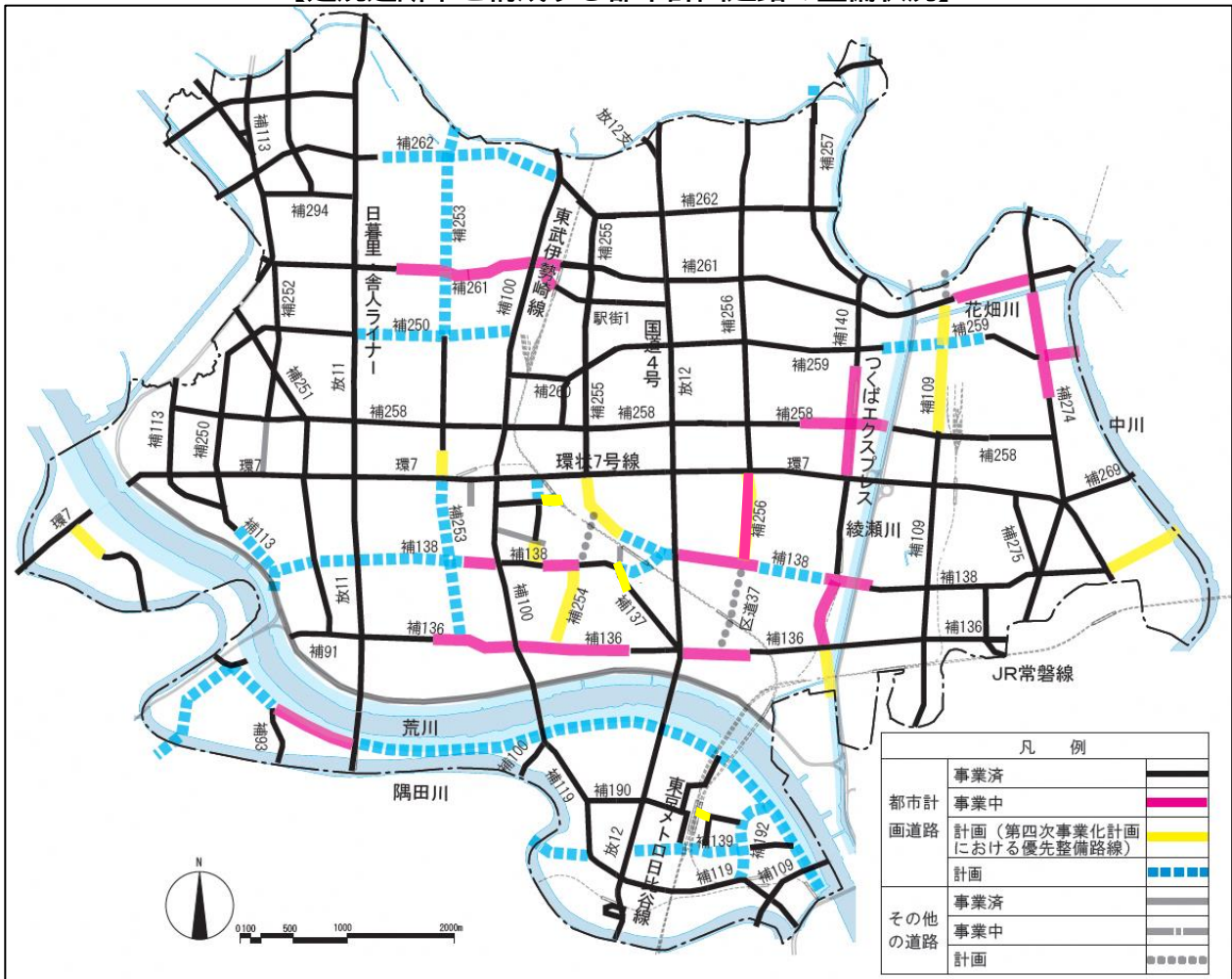
区内の都市計画道路の総延長は161,220mであり、令和3年4月現在の整備延長の割合は82.7%（事業中を含む）となっています。

【延焼遮断帯の計画】



【出典：平成29年10月足立区都市計画マスタープラン】

【延焼遮断帯を構成する都市計画道路の整備状況】



【関連する個別計画・事務事業等】

【令和3年4月現在】

区・都市計画道路

都・第四次事業化計画における優先整備路線



【施策】 1-1-(1) 都市計画道路の整備

施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
都市計画道路整備延長の割合 (区内総延長 161Km)	82.7%	84.3%*	86.2%*

※ 中間値：補助109号線(1,210m)、補助138号線江北地区(1,330m)、足区街13号線(50m)の事業化を見込む。

※ 目標値：優先整備路線全ての事業化を見込む。補助140号線(450m)、補助138号線中川地区(600m)、補助253号線(250m)、補助254号線(800m)、補助255号線(700m)、足区街8号線(220m)

担当所管

東京都 第六建設事務所 工事課

足立区 都市建設部 道路公園整備室 道路整備課

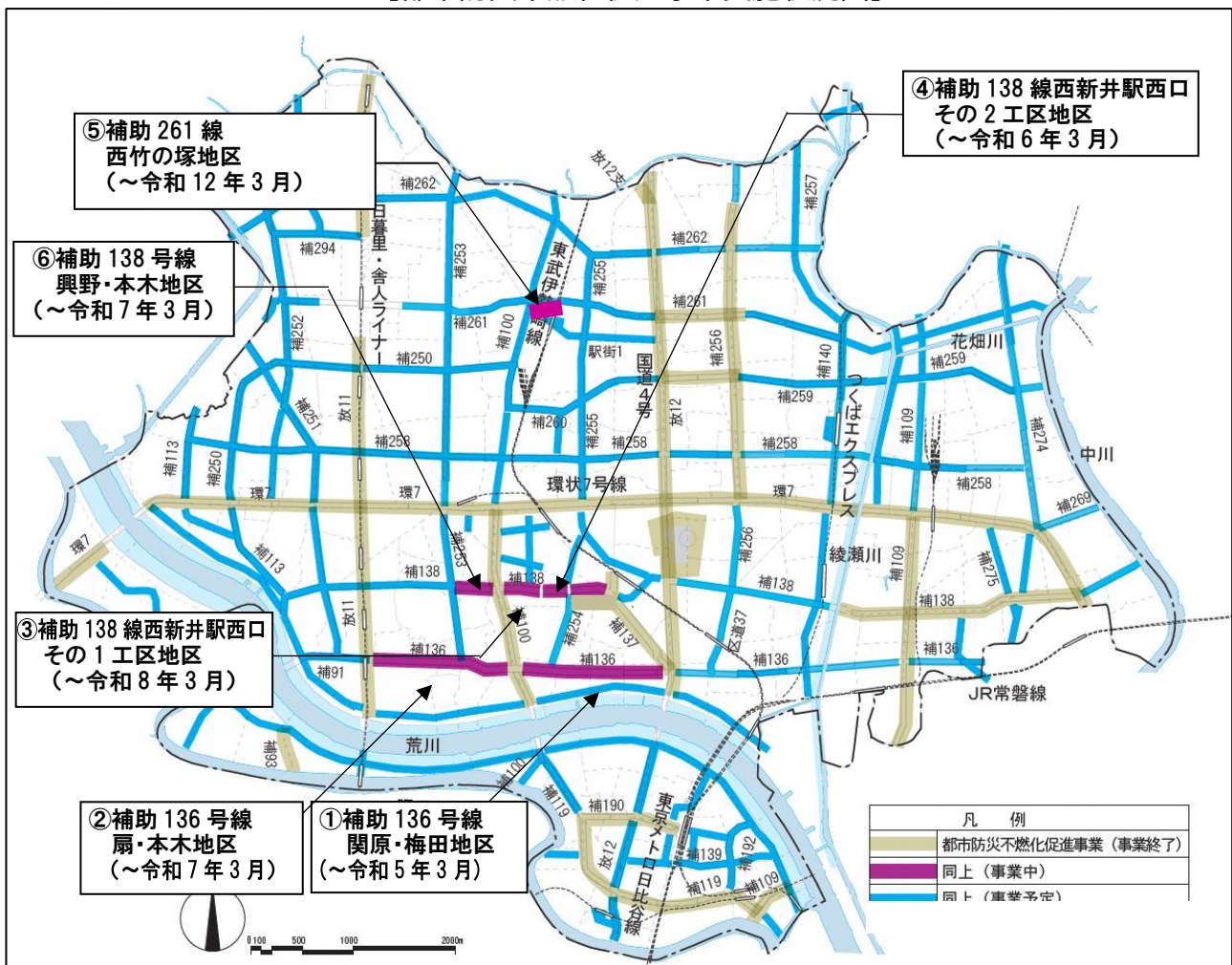
1-1-(2) 都市防災不燃化促進事業の推進

都市防災上早急に整備が必要な地域において、建築物の不燃化を進め、安全な避難路の確保と延焼遮断帯を整備するために、都市防災不燃化促進事業の推進を図ります。

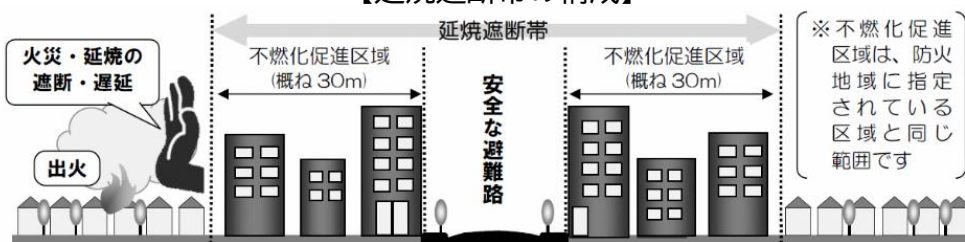
都市防災不燃化促進事業の導入は最も効果的な不燃化促進策となるため、延焼遮断帯を構成する都市計画道路（未整備区間）の街路事業の開始と同時期に実施することが望ましいと言えます。

新規事業導入の可否は、導入予定道路沿道の既存建物の不燃化率の調査結果により、導入時期は街路事業の事業化、用途地域等の都市計画変更手続きなどにより総合的に判断します。

【都市防災不燃化促進事業実施状況図】



【延焼遮断帯の構成】



5 助成区域（不燃化促進区域）

都市計画道路の幅ね沿道 30mが助成区域（不燃化促進区域）になります。不燃化促進区域は、防火地域及び最低限度高度地区に指定されている区域と同じ範囲です。

補助 136・138・261 号線沿道で新築・除却・建替えをお考えの皆様へ

燃えない建物を 建てよう！

6 助成対象地区図（補助 136・138・261 号線沿道）

お問い合わせ先
足立区 建築防災課 不燃化推進係（中央館 4 階）
電話番号 03-3880-6269（直通）FAX 番号 03-3880-5615
メールアドレス kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

不燃化促進事業のご案内

「燃えない建物」を増やすことで、まち一帯を巻き込んだ大火災の発生を防ぎ、皆さんの大切な命と財産を守ります。

新築の場合 建築助成金

最低 **200**万円から

※ただし、路線・地区ごとに助成上限があります

2022年
4月発行
足立区

【出典：不燃化促進事業案内リーフレット】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・不燃化促進事業

都・都市防災不燃化促進事業



【施策】1-1-(2) 都市防災不燃化促進事業の推進			
施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
都市防災不燃化促進事業終了地区数	17地区	20地区※	23地区※

※ 現在の事業地区の終了見込み及び今後の事業予定地区をふまえ設定。

担当所管	
東京都	市街地整備部 防災都市づくり課
足立区	都市建設部 都市建設課 / 建築室 建築防災課

1-1-(3) 最低限度高度地区・防火地域等による規制誘導

全ての都市計画道路と一部の生活道路に延焼遮断帯の役割をもたせ、その役割に応じて次のとおり規制します。

【延焼遮断帯の役割に応じた規制】

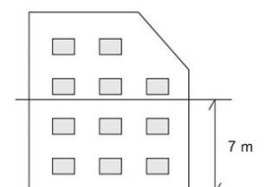
規制の手法	内 容
最低限度高度地区※	<ul style="list-style-type: none"> 一定の高さ以上の耐火建築物を誘導する最低限度高度地区を指定 延焼遮断帯を構成する道路で最低限度高度地区が未指定の区間については、候補地区として指定を検討
防火地域、準防火地域 または新たな防火規制	<ul style="list-style-type: none"> 市街地における火災の危険を防除するため、まちの拠点や火災などの危険性が高い区域及び延焼遮断帯にあたる道路の沿道に防火地域、準防火地域または新たな防火規制を指定 上記の区域や道路の沿道で防火地域、準防火地域または新たな防火規制が未指定の区間については、候補地区として指定を検討
用途地域、容積率	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域や容積率による規制誘導により、延焼遮断帯としての効果を高める

【防火地域・準防火地域・新たな防火規制区域内の構造制限】

地域 規 模 構 造	防 火 地 域		準 防 火 地 域		新たな防火規制区域内の 準防火地域	
	階 数	延べ面積	階 数	延べ面積	階 数	延べ面積
耐火建築物としなければならないもの又は施行令第136条の2第1号に該当する建物	階数3以上のもの	100㎡をこえるもの	階数4以上のもの(地階を除く)	1,500㎡をこえるもの	階数4以上のもの(地階を除く)	500㎡をこえるもの
準耐火建築物(または耐火建築物)としなければならないもの又は施行令第136条の2第2号に該当する建物	階数が2以下でかつ延べ面積が100㎡以下のもの		<ul style="list-style-type: none"> 地階が3でかつ延べ面積が1,500㎡以下のもの(地階を除く) 階数が2以下でかつ延べ面積が500~1,500㎡以下のもの(地階を除く) 		階数3以下のもの(地階を除く)	500㎡以下のもの
建築基準法施行令第136条の2第3号に該当する建物	建築できません		階数が2以下でかつ延べ面積が500㎡以下のもの(木造のみ)(地階を除く)		建築できません	
建築基準法施行令第136条の2第4号に該当する建物			階数が2以下でかつ延べ面積が500㎡以下のもの(木造以外)(地階を除く)			

※小規模な付属建築物等を除く

※ 最低限度高度地区
建築物の高さ(地盤面からの高さ)の最低限度を7mに定め、土地の高度利用を図る地区。



【道路沿道の不燃化図】



【出典：平成 29 年 10 月足立区都市計画マスタープラン】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・都市計画情報

都・用途地域等に関する指定方針・指定基準



【施策】 1-1-(3) 最低限度高度地区・防火地域等による規制誘導			
施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
都市計画道路沿道の用途地域等変更面積 (令和3年度からの累計)	—	約32.0ha※	約42.0ha※

※ 中間値：補助136号線沿道足立地区(4.4ha)、補助261号線沿道伊興地区(8.9ha)、補助256号線沿道中央本町地区(5.7ha)、補助109号線沿道神明南・北加平町地区(13.0ha)を見込む。

※ 目標値：補助138号線沿道江北地区(10.0ha)を見込む。

担当所管	
東京都	都市づくり政策部 土地利用計画課
足立区	都市建設部 都市建設課

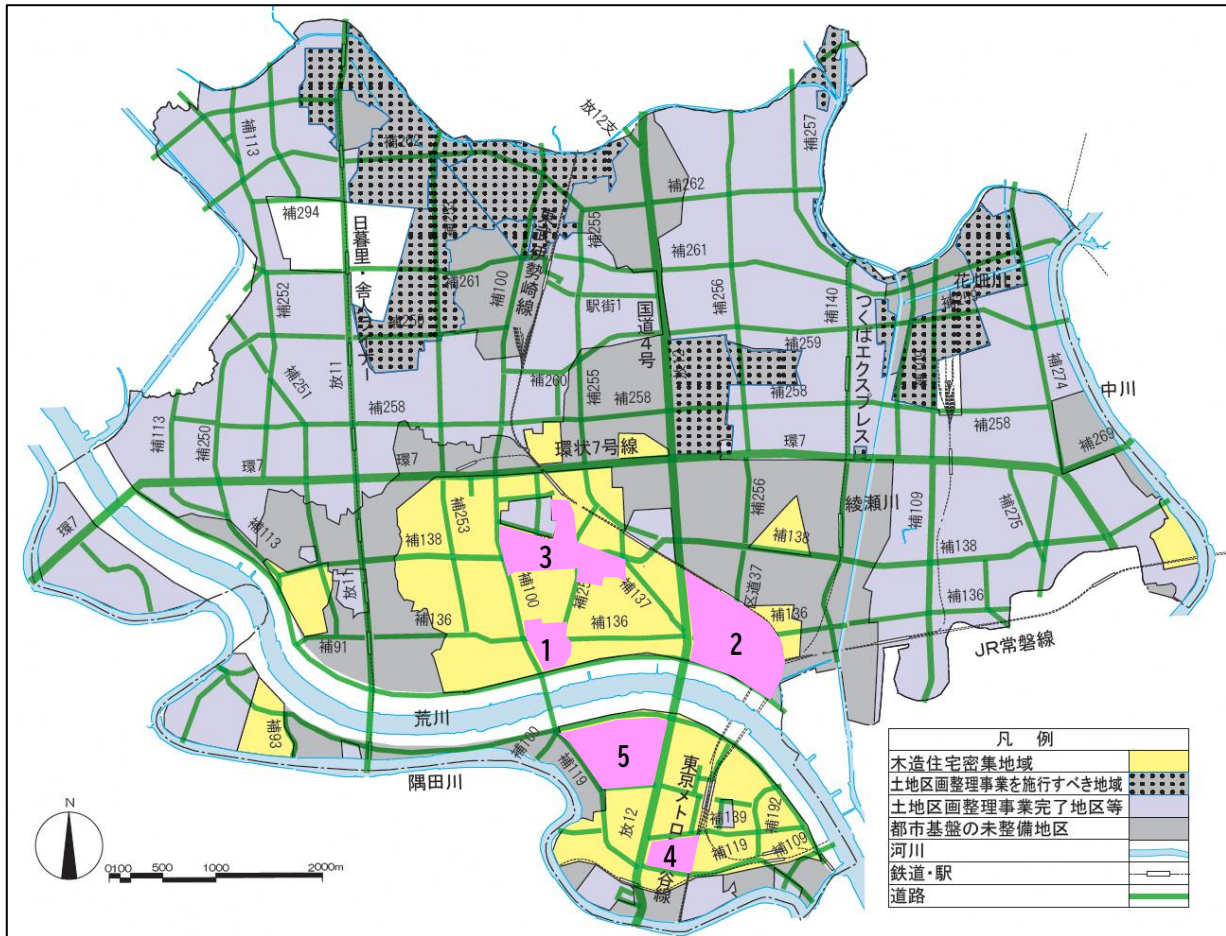
2 地域特性に応じた市街地整備

1-2-(1) 密集市街地整備事業※の推進

密集市街地整備事業による道路拡幅や公園等の公共施設整備等により、防災性の向上と住環境の整備・改善を進めます。さらに、防災街区整備地区計画を重ね合わせて策定することにより、密集市街地の整備・改善を効果的かつ確実に進めます。

区内の木造住宅密集地域は広範囲に及んでいるため、今後も密集市街地整備事業の導入により、密集市街地の整備・改善に取り組む必要があります。

【密集市街地整備事業 位置図】



【出典：平成 26 年 3 月足立区の土地利用～土地利用現況調査結果の概要～】

地区名称	面積	事業期間
1 関原一丁目地区	12.9ha	事業終了
2 足立一・二・三・四丁目地区	67.2ha	事業終了
3 西新井駅西口周辺地区	51.4ha	平成11年度から令和7年度
4 千住仲町地区	15.7ha	平成20年度から令和4年度
5 千住西地区	60.8ha	令和元年度から令和10年度

※ 密集市街地整備事業

国土交通省住宅局所管住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）及び東京都木造住宅密集地域整備事業をいう。

木造住宅密集地域整備事業

当事業は、木造住宅が密集し特に老朽住宅の立地割合が高く、かつ道路・公園などの公共施設等の整備が遅れている地域において、老朽建築物等の建替を促進するとともに、道路・公園などの公共施設を整備し、防災性向上と居住環境の整備を総合的に行うことを目的とし、事業を行う区市町村に対して都が支援する制度です。



【出典：東京都防災都市づくり課HP資料】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・密集市街地整備事業



都・木造住宅密集地域の整備促進



【施策】 1-2-(1) 密集市街地整備事業の推進			
施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
3地区平均不燃領域率（西新井駅西口周辺・千住仲町・千住西の3地区）	56.7%	64.2% ^{※1}	70% ^{※1}
密集事業で整備した公園の総数（西新井駅西口周辺・千住仲町・千住西の3地区内）（累計）	10か所	14か所 ^{※2}	18か所 ^{※2}

※1 事務事業評価の考えを踏襲し、前年度実績から1.5ポイント上昇として設定。

※2 公園用地の取得状況をふまえ、整備予定の年度から設定。

担当所管	
東京都	市街地整備部 防災都市づくり課
足立区	都市建設部 建築室 建築防災課

1-2-(2) 不燃化特区における取り組みの推進

東京都では、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、区と連携して東京の最大の弱点である木密地域の解消を一段と加速させる取り組みを行ってきました。

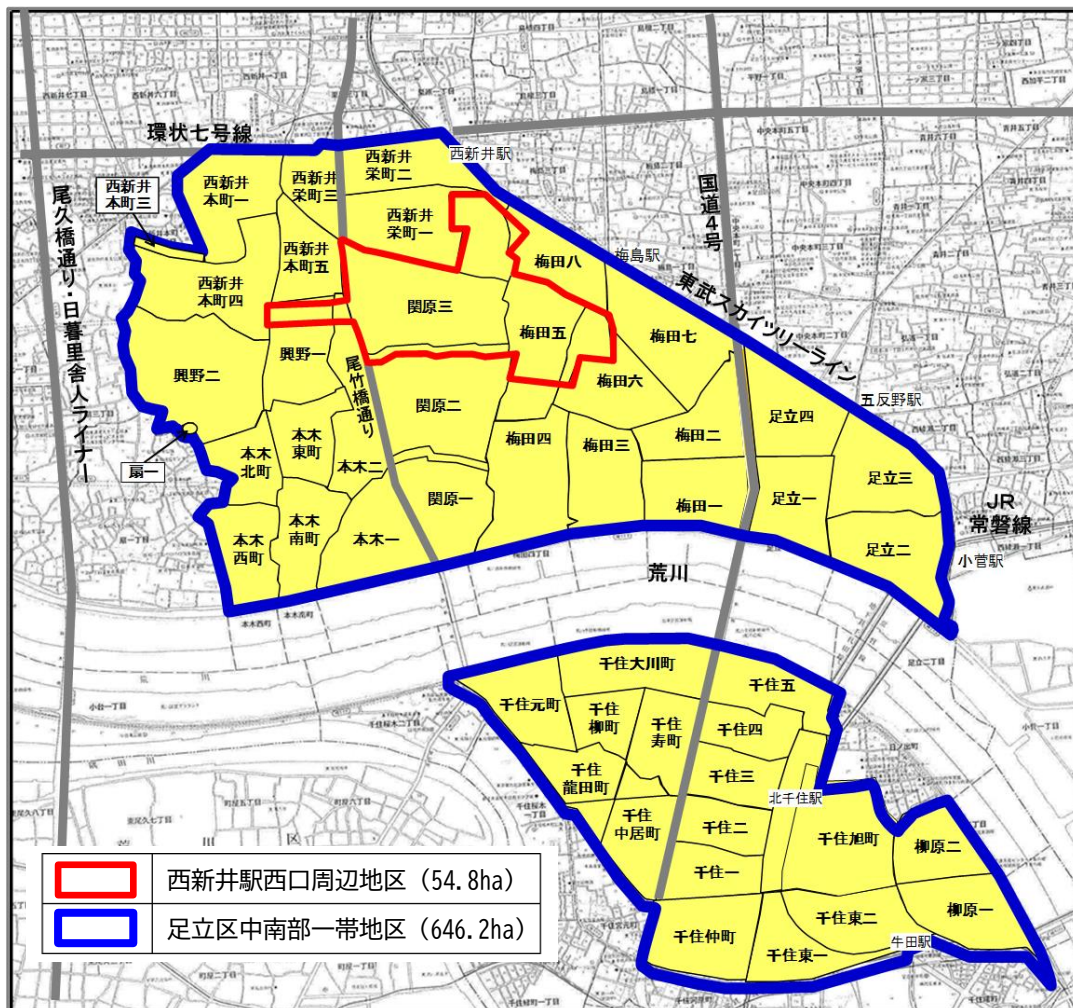
このプロジェクトにより、整備地域の中で特に重点的かつ集中的に改善を図るべき地区を「不燃化推進特定整備地区（以下、「不燃化特区」という。）」に指定し、区からの提案を受け、老朽建築物の建替え・除却への助成など従来よりも踏み込んだ取り組みを行っています。

不燃化特区については、2025（令和7）年度までその期間が延長され、区内では、「西新井駅西口周辺地区」「足立区中南部一帯地区」が不燃化特区に再指定され、都と区が協力して、特別な支援を行っています。

【不燃化特区指定地区】

地区名	指定年月	主な取り組み	面積
西新井駅西口周辺地区	平成26年4月 令和3年4月（再指定）	全域での不燃化誘導実施と積極的な働きかけによる除却・建替え促進、特定整備路線沿道の不燃化による延焼遮断帯ほか	約54.8ha
中南部一帯地区	平成27年4月 令和3年4月（再指定）		約646.2ha

【不燃化特区区域】



【不燃化特区内における支援内容】

支援内容	条件等	備考
老朽建築物の解体費用助成 (最大 210 万円助成)	下記のいずれかの条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造又は軽量鉄骨造の建築物 ・ 区の調査によって危険であると認められた建築物 ・ 延焼防止上危険な木造建築物として国が定めた基準に該当する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体後の更地を適正に管理することにより、最長 5 年度分 8 割の固定資産税等の減免が受けられる可能性あり。
不燃化建替え費用助成 (最大 280 万円助成)	下記のすべての条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の建物の主要構造部が木造又は軽量鉄骨造 ・ 現在の建物が耐用年限の 3 分の 2 を経過していること ・ 建物を耐火建築物または準耐火建築物に建替えること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象区域は、防災街区整備地区計画の区域内に限る。 ・ 一定の要件を満たす燃えにくい建物に建替えることにより、最長 5 年度分 10 割の固定資産税等の減免が受けられる可能性あり。
建築物の解体や建替え等における相談内容に応じて、一級建築士、不動産鑑定士、弁護士などの派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃化特区内に土地または建物を所有している方 	—

【関連する個別計画・事務事業等】

区・不燃化特区について



都・不燃化特区の制度



【施策】 1-2-(2) 不燃化特区における取り組みの推進			
施策指標	実績 令和 2 年度	中間 令和 7 年度	目標 令和 1 2 年度
不燃化特区指定地区の不燃領域率	62.17%	68% ^{※1}	70%以上 ^{※1}
不燃化特区の老朽建築物の解体費助成件数 (平成 26 年からの累計)	979 件	2800 件 ^{※2}	—

※1 東京都防災都市づくり推進計画に基づき目標設定。

※2 目標の不燃領域率達成に向けて想定される件数を設定。

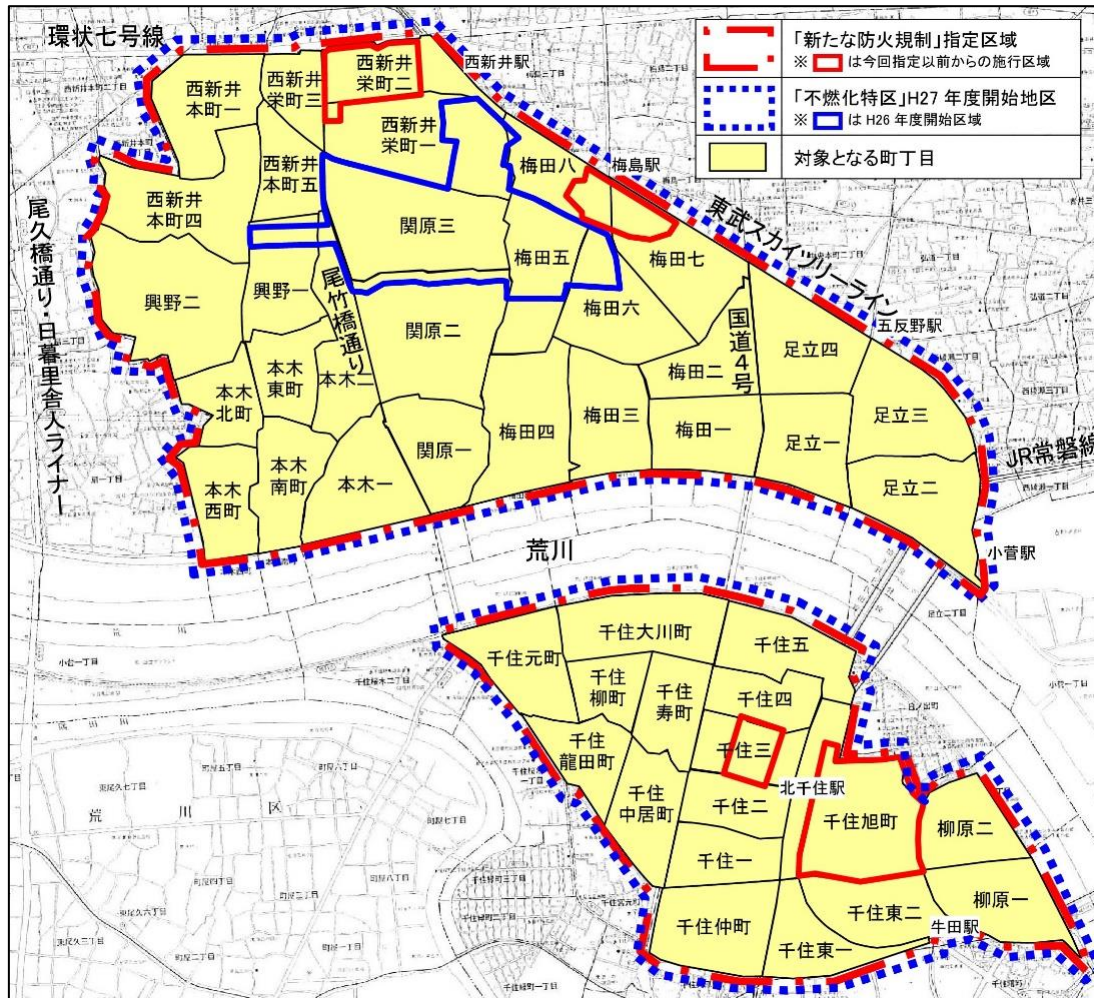
担当所管	
東京都	市街地整備部 防災都市づくり課
足立区	都市建設部 建築室 建築防災課

1-2-(3) 新たな防火規制区域※の指定

東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域の指定により、建築物の防災性向上と避難や消火活動のための道路整備を推進します。

都は「西新井栄町一・二丁目各地内」「千住二・三丁目各地内」「梅田五・六・七・八丁目各地内」「千住旭町及び日ノ出町各地内」に加え、平成27年10月1日に、足立区中南部一帯地区の不燃化推進特定整備地区を新たな防火規制区域に指定しました。

【新たな防火規制区域図】



【新たな防火規制区域の指定状況】

所在地	告示日	施行日	区域面積
西新井栄町一・二丁目各地内	平成 17 年 4 月 1 日	平成 17 年 6 月 15 日	9.2ha
千住二・三丁目各地内	平成 18 年 5 月 1 日	平成 18 年 6 月 1 日	4.7ha
梅田五・六・七・八丁目各地内	平成 19 年 11 月 1 日	平成 19 年 12 月 1 日	8.1ha
千住旭町及び日ノ出町各地内	平成 21 年 2 月 27 日	平成 21 年 4 月 1 日	20.7ha
中南部一帯地区の区域	平成 27 年 10 月 1 日	平成 27 年 12 月 17 日	657.7ha

※ 新たな防火規制区域

東京都建築安全条例の第7条の3に規定するもので、地震などの災害発生時に火災などの危険性が高い区域を指定し、防災性が高い建築物の建替えを誘導することを目的としている。

この区域内では、現行の準防火地域で建築できるものが、より防火性の高い建築物の建築が求められる。原則として、区域内のすべての建築物は準耐火建築物以上となる。

地震に強い家に建替えませんか？

足立区中南部一帯地区における「新たな建替えルール」について



■足立区中南部一帯地区は震災時の甚大な被害が想定される木造住宅密集地域

当地区は、環七以南に広がる木造住宅密集市街地で、都の防災都市づくり推進計画の整備地域として、これまで防災まちづくりに取り組んできました。

しかし、都の地震に関する地域危険度測定調査結果を踏まえると、依然、危険度の高い町丁目が分布しています。

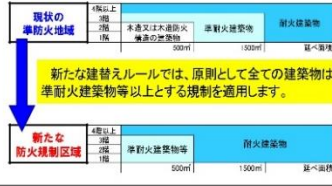
1 千住柳町 (2位)	6 千住大川町 (13位)
2 柳原二丁目 (5位)	7 関原二丁目 (19位)
3 千住寿町 (7位)	8 関原三丁目 (31位)
4 千住四丁目 (8位)	9 千住仲町 (37位)
5 千住龍田町 (12位)	10 本木東町 (40位)

() は都内5133町丁目での順位

■「新たな防火規制」(都建築安全条例に基づくルール)を導入

足立区中南部一帯地区では、全域を「新たな防火規制」区域に拡大指定しました。

準防火地域の規制を強化し、建替えなどを行う場合、新たな建築物は「準耐火建築物」、「耐火建築物」等以上で建てていただくことになります。



■建替えをしやすくするための形態規制を緩和

「新たな防火規制」の導入を受けて、住宅密集地で建替えがしやすくなるように、形態規制を緩和しました。

1) 形態規制の緩和(裏面参照)

- ◆建ぺい率の緩和
- ◆容積率の低減係数の緩和
- ◆道路斜線制限の勾配の緩和

これらの形態規制緩和により、従来と比べ、狭い敷地でも建替えがしやすくなります。

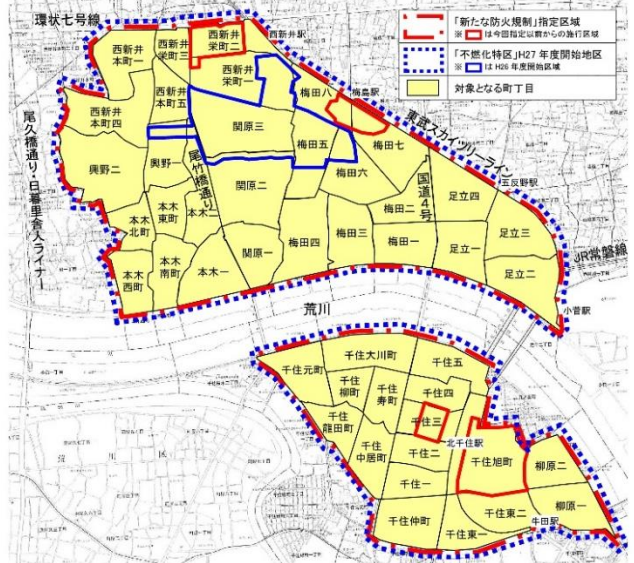
2) 不燃化特区内の都税の減免

平成27年4月1日より足立区中南部一帯地区の全域が「不燃化特区」に指定されました。

これにより、「燃えにくい建物に建替えた住宅」、「老朽住宅を取り壊した後の空地」に対して、要件を満たすと固定資産税・都市計画税(都税)の減免が受けられます。



■区域図(足立区中南部一帯地区)



■これまでの経緯と今後のスケジュール(予定)

平成26年12月	・新たな建替えルール案の説明会(12/5~12/22に9回開催)
平成27年4月1日	・不燃化特区の指定[約645.4ha](平成32年度までの期間限定)
平成27年5月	・新たな建替えルール案の説明会(5/11~5/29に13回開催)
平成27年10月1日	・新たな防火規制区域の告示
平成27年12月17日	・新たな防火規制の施行[657.7ha] ・形態規制の緩和に係る都市計画変更の告示・施行
平成28年3月25日	・「千住旭町地区地区計画」及び「西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画」の一部(裏面中央の区域図参照)において建築条例が改正され、容積率の低減係数の緩和が適用

【出典：足立区新たな防火規制案内リーフレット(平成28年3月発行)】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・新たな防火規制区域について



都・新たな防火規制について



【施策】1-2-(3) 新たな防火規制区域の指定

施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
新たな防火規制区域内の不燃領域率	62.17%	68%*	70%以上*

* 不燃化特区指定地区の不燃領域率を参考に設定。

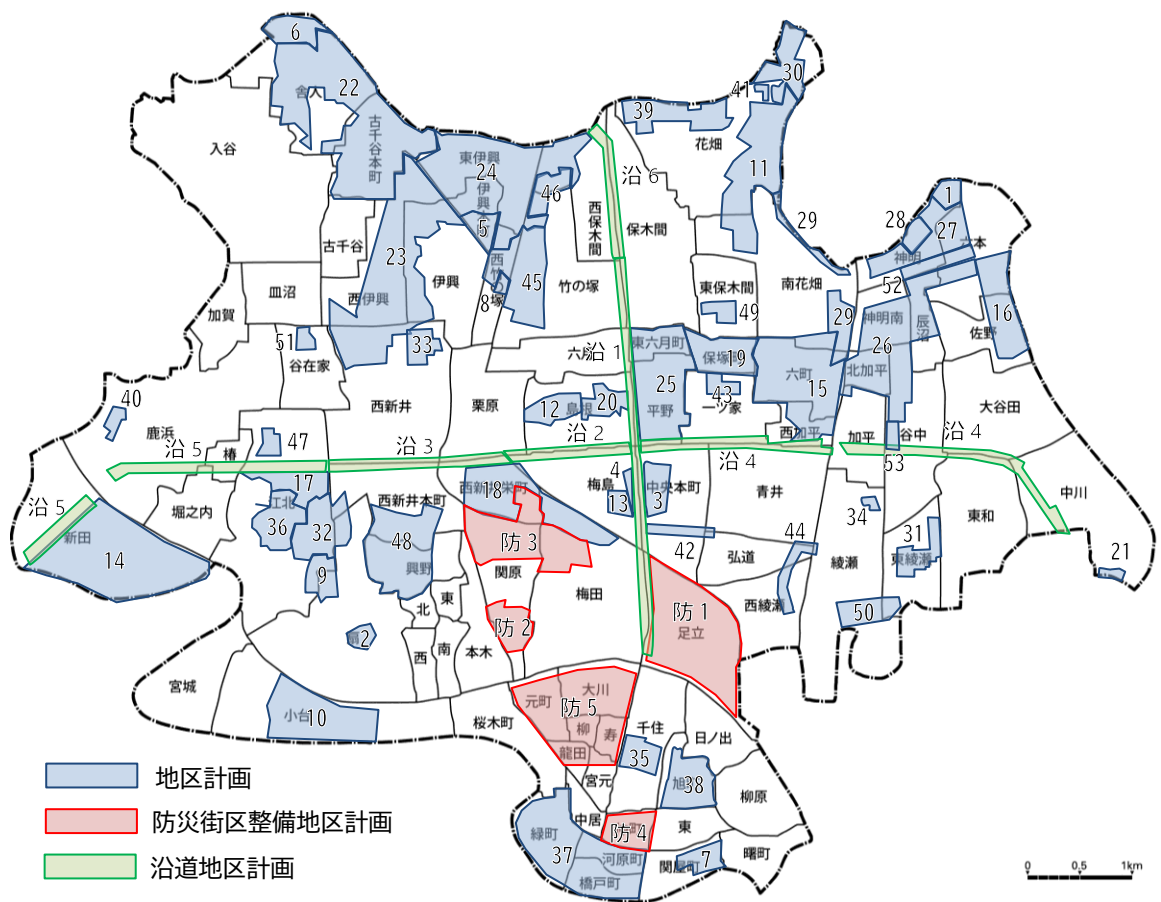
担当所管	
東京都	市街地整備部 建築企画課
足立区	都市建設部 都市建設課 / 建築室 建築防災課

1-2-(4) 地域特性に応じた地区計画等の策定

令和4年6月現在、地区計画等の策定状況は、地区計画53地区（面積 約 1,270.1ha）、防災街区整備地区計画※5地区（面積 約 204.7ha）、沿道地区計画6地区（面積 約 92.19ha、延長 約 15.3Km）で策定済みです。

老朽化した木造住宅が建て込み、狭あい道路が多く、消火活動が困難な延焼火災の危険性が高い地区は、防災性向上の観点から地区施設の整備や建築物等に関する制限の実施を行う地区計画の他、防災街区整備事業※や防災街区整備地区計画を活用し、不燃建替えや壁面の位置の制限により空地を確保する一方で、容積率、斜線制限等の規制の緩和により建替えを誘発することで、事業の円滑化・加速化を図ります。

【地区計画等 位置図】



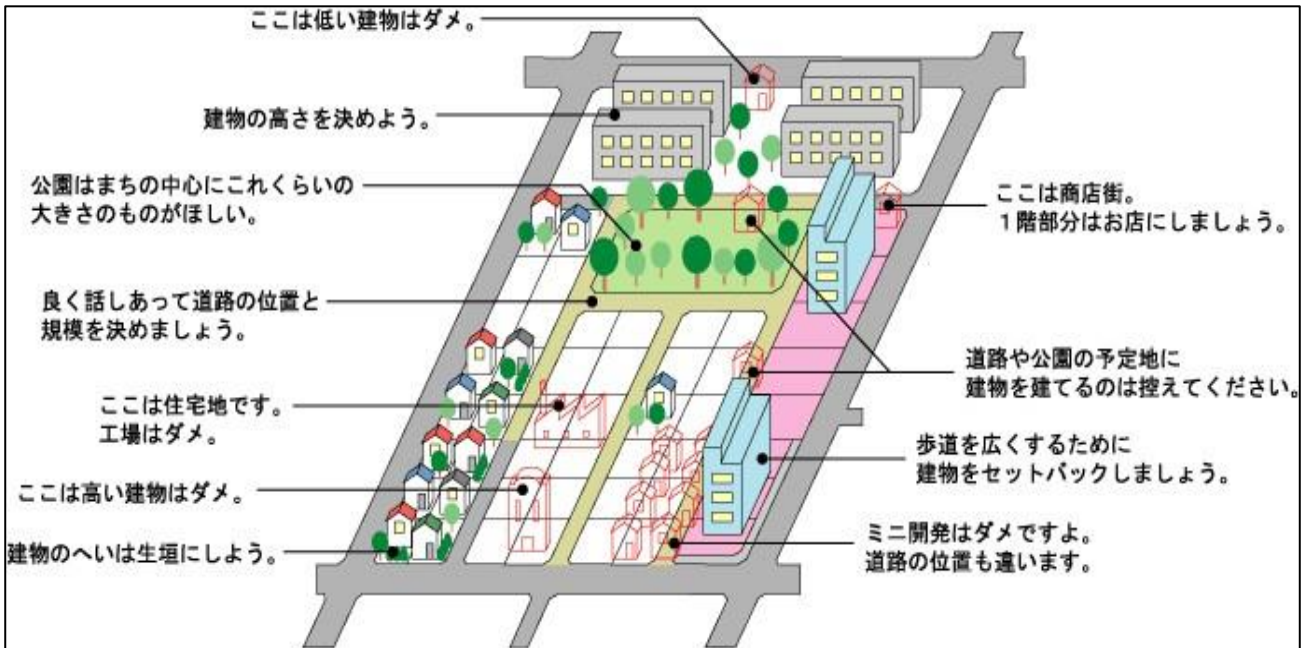
※ 防災街区整備地区計画

地区の防災機能の確保の観点から主要な道路等の公共施設を地区防災施設として位置付け、これに沿って建築物の耐火構造化を促進すること等によって、道路と建築物が一体となって延焼防止機能や避難機能を確保することを目的としている。区内では足立一・二・三・四丁目地区、関原一丁目地区、西新井駅西口周辺地区、千住仲町地区、千住西地区において策定されている。

※ 防災街区整備事業

防災性と居住環境の向上を目指し、権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業。区内では関原一丁目中央地区で事業化が行われている。

【地域特性に応じた地区計画のルール】



【出典：国土交通省資料】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・地区計画



区・防災街区整備地区計画



区・沿道地区計画



都・地区計画



【施策】 1-2-(4) 地域特性に応じた地区計画等の策定

施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
市街化区域(4,810ha)に対する地区計画等の策定面積割合	32.4%	34.4%*	36.4%*

※ これまでの実績から地区計画等の策定面積割合の上昇を0.4%/年と見込む。

担当所管

東京都 都市づくり政策部 土地利用計画課

足立区 都市建設部 まちづくり課 / 建築室 建築防災課

1-2-(5) 都市基盤の整備状況に応じた市街地整備

ア 土地区画整理事業を施行すべき区域

土地区画整理事業を施行すべき区域では、緑豊かな快適で便利なまちの形成を目指し、多様な世代が住み続けられる良好な居住環境とコミュニティ活動の根付くまちづくりを推進し、良好な低中層住宅地として、公共施設の整備を図りつつ、土地の有効利用を適切に誘導するため、平成16年から地区計画を導入し、まちづくりを行っています。

今後は、都市計画道路や地区計画による地区施設の整備を進めるとともに、将来、鉄道構想線の実現などの社会状況の変化や、地域の気運の高まりによっては、土地区画整理事業実施の可能性を検討します。

イ 土地区画整理事業完了地区等

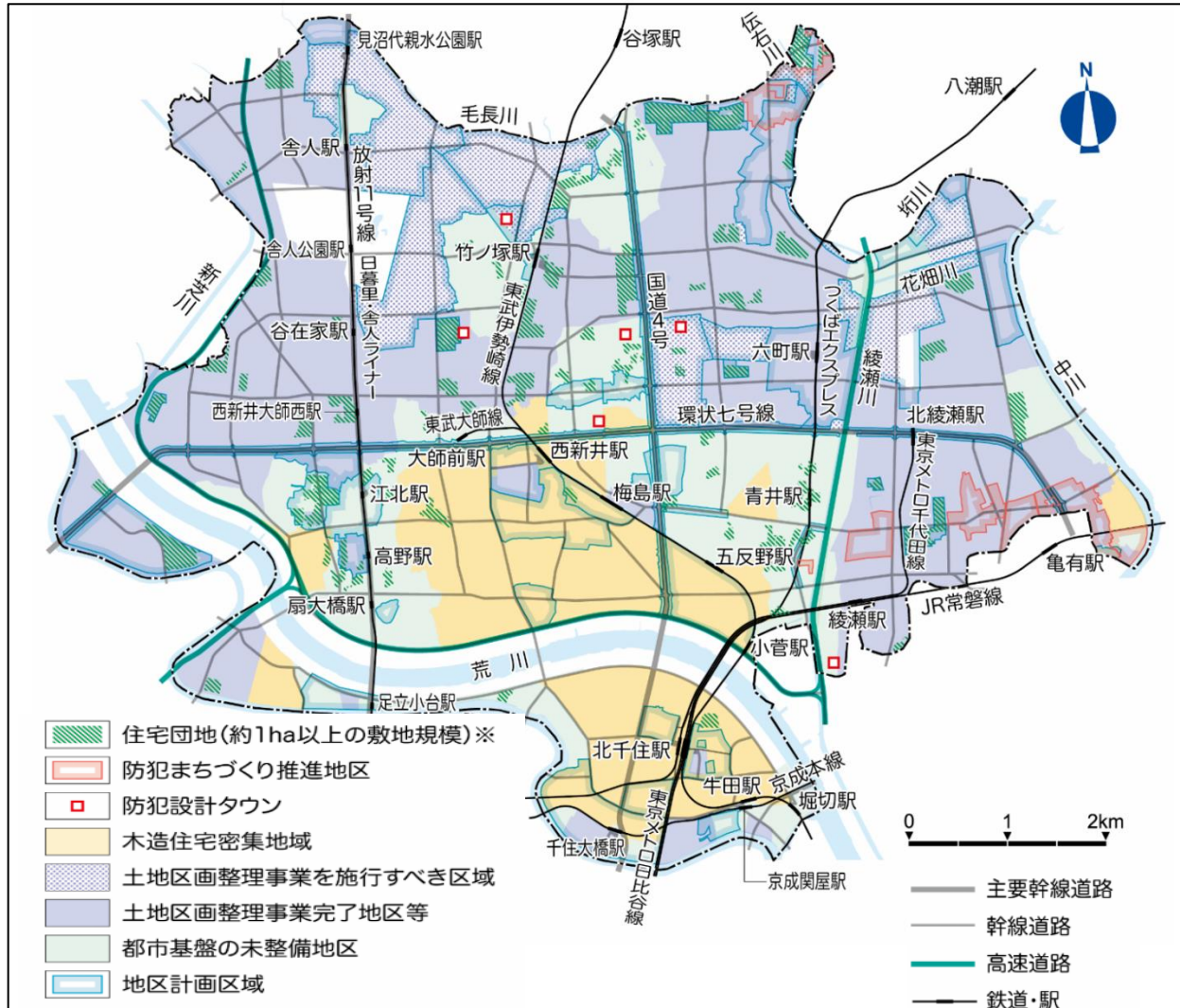
土地区画整理事業完了地区等は、土地区画整理事業完了または事業中地区と、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）事業中地区を対象とします。道路などの都市基盤が整備され安全で良好な住環境となっており、今後、地区計画等により良好な住環境を保全していきます。

ウ 都市基盤の未整備地区

都市基盤の未整備地区では、農地が開発されるなどして木造住宅が再生産され、木造住宅密集地域となりつつあります。

このため、公共住宅の建替え時などあらゆる機会を捉えてまちづくりを進め、都市基盤の整備などを進めるとともに、地区計画による地区施設の整備のほか、必要に応じて、土地区画整理事業や市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業などを検討し、面的な整備を進めます。

【地域特性による市街地の区分図】



【出典：平成 26 年 3 月足立区の土地利用～土地利用現況調査結果の概要～】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・区画整理

区・地区計画

都・区画整理事業を施行すべき区域



【施策】 1-2-(5) 都市基盤整備の整備状況に応じた市街地整備

施策指標	実績 令和2年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
市街化区域（4,810ha）に対する地区計画等の策定面積割合（再掲）	32.4%	34.4%*	36.4%*

※ これまでの実績から地区計画等の策定面積割合の上昇を0.4%/年と見込む。

担当所管	
東京都	都市づくり政策部 土地利用計画課 / 市街地整備部 企画課
足立区	都市建設部 まちづくり課 / 建築室 建築防災課

3 防災拠点・輸送路等の整備

1-3-(1) 災害備蓄倉庫^{※1}及び輸送拠点の整備

被災者の生活の維持や応急活動等のため、食料・飲料水・生活必需品・資器材等を保管する災害備蓄倉庫を確保します。備蓄物品は原則各避難所の倉庫に分散備蓄していますが、分散備蓄に適さないもの（救助用ボート、給水タンク等）は区内7か所に設置している拠点倉庫に保管しています。避難所備蓄倉庫及び拠点倉庫を平時から適切に管理し、更に災害時における拠点倉庫の備蓄品の輸送及び配分の方法について、足立区地域防災計画に定めています。

また、区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、3か所の地域内輸送拠点を選定しています。引き続き都と連携し、広域輸送基地^{※2}から地域内輸送拠点へ輸送される物資の受入れ、保管、払出等を円滑に行える体制を構築します。

名称		住所
拠点倉庫	1	鹿浜災害備蓄倉庫 鹿浜二丁目24番3号
	2	大谷田災害備蓄倉庫 大谷田一丁目1番
	3	舎人災害備蓄倉庫 入谷六丁目2番11号（東京団地倉庫(株) 足立事業所内）
	4	千住桜木災害備蓄倉庫 千住桜木二丁目17番4号
	5	興本災害備蓄倉庫 興野一丁目1番10号
	6	保木間災害備蓄倉庫 保木間三丁目33番1号
	7	第二舎人災害備蓄倉庫 舎人六丁目10番11号
輸送拠点 地域内	1	区立保木間公園 竹の塚三丁目8番
	2	都立舎人公園 古千谷一丁目、入谷六丁目
	3	都立東綾瀬公園 綾瀬六丁目37番

【関連する個別計画・事務事業等】

区・備蓄倉庫



【施策】1-3-(1) 災害備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
災害備蓄倉庫の適正管理 (棚卸事業)	第一次避難所 116か所 拠点倉庫7か所	第一次避難所 全箇所 第二次避難所 全箇所 拠点倉庫 全箇所※	区内倉庫（帰宅困難者用倉庫等含む） 全箇所※

※ 現在は拠点倉庫及び第一次避難所のみ管理を行っているが、将来的には区内全箇所の災害備蓄倉庫の適正管理のため、令和7年度までに第二次避難所全箇所、令和12年度までに帰宅困難者用倉庫等を含む全ての倉庫の棚卸を目指す。なお、避難所の増加等に伴い災害備蓄倉庫も増加するため、年度時点の災害備蓄倉庫全箇所の管理を実施する。

担当所管

東京都	生活福祉部 計画課
足立区	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課

※1 災害備蓄倉庫とは、備蓄物品に関する倉庫のことであり、避難所備蓄倉庫及び拠点倉庫等を指す。

※2 広域輸送基地とは、国・他県等から緊急物資等の受入れ、一次保管、地域内輸送拠点等への積替、配送等の拠点のことであり、区内では足立トラックターミナルが指定されている。

1-3-(2) 緊急輸送道路※の機能確保

被災地や被災者に対する救護活動及び支援物資や食料などを輸送するための緊急輸送道路は、震災直後から交通規制や道路啓開※により確保することになります。

防災まちづくりでは、震災時の建物倒壊や落下物、延焼火災による障害を防止するため、沿道建物の耐震化・不燃化及び建替えを促進します。

【緊急輸送道路や拠点施設の配置】



【出典：平成 29 年 10 月足立区都市計画マスタープラン】

※ 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次～第3次まで設定されている。

第1次：応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線

第2次：一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線

第3次：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

※ 道路啓開

災害で被害が生じた地域の方々を救援するため、障害物、危険物などを取り除いて緊急車両等が通行できる路面を確保し、救援ルートを開くこと。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

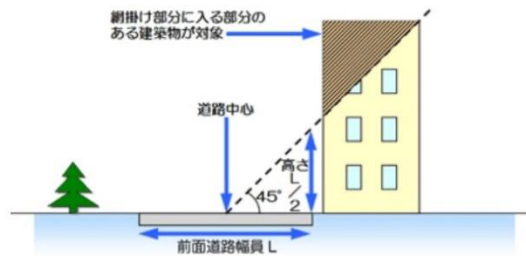
緊急輸送道路とは

緊急輸送道路とは、震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路をいいます。震災の被害を最小化し、早期復旧を図るためには緊急輸送道路沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することがとりわけ重要です。



「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」により、耐震化の状況の報告義務と耐震診断が義務化される建築物の条件

次の全ての条件を満たす建築物(特定沿道建築物)が対象となります。
敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
昭和56年5月以前に新築された建築物(旧耐震基準)
道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物(下図)



【出典：東京都市街地建築部建築企画課HP】

【関連する個別計画・事務事業等】

区・特定緊急輸送道路沿道助成



都・特定緊急輸送道路指定



【施策】1-3-(2) 緊急輸送道路の機能確保

施策指標	実績 令和2年度	目標 令和7年度
特定緊急輸送道路の総合到達率	98.1%	99%*

※ 東京都耐震改修促進計画による。

担当所管	
東京都	市街地建築部 建築企画課
足立区	建築室 建築防災課

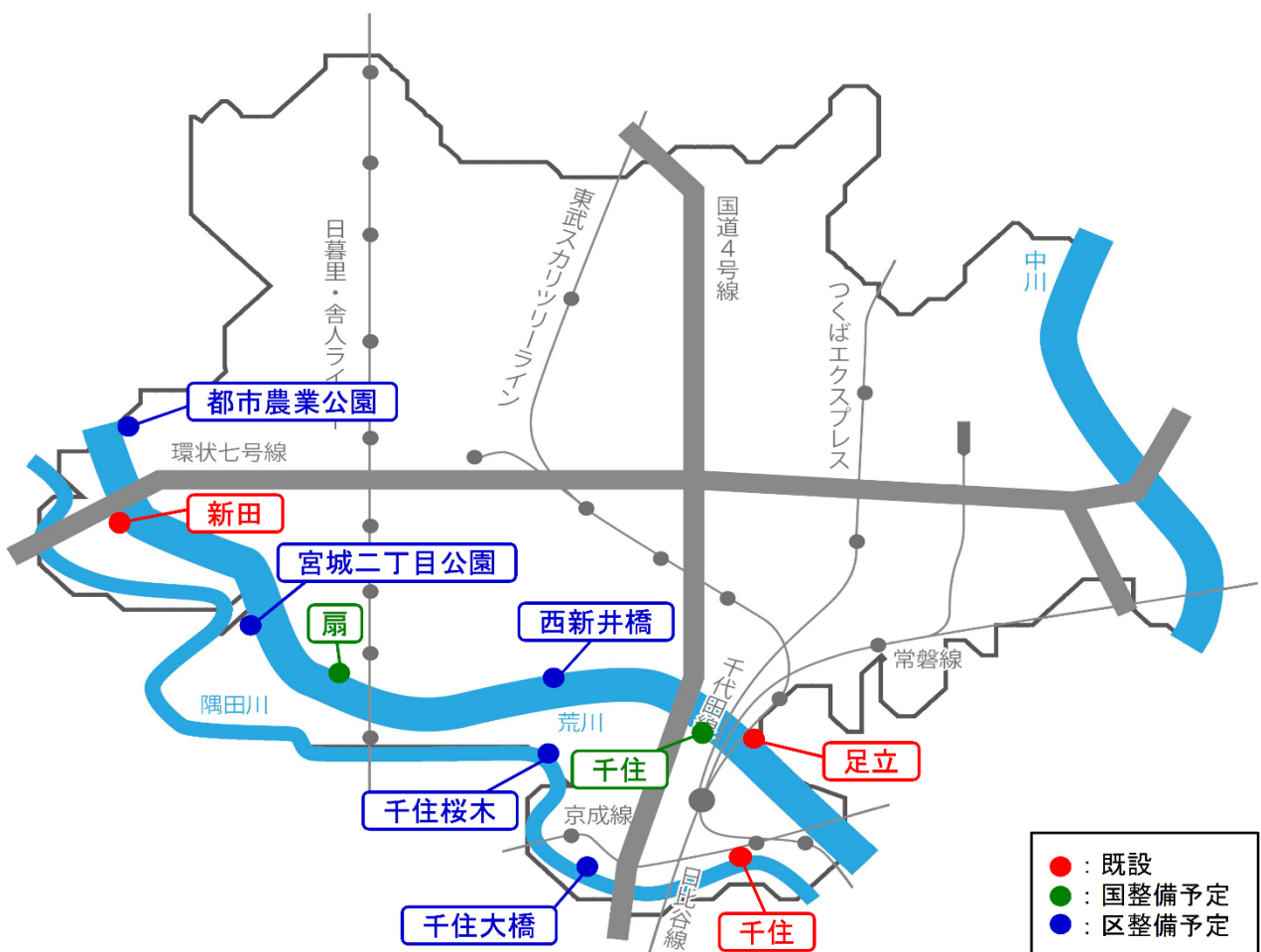
1-3-(3) 防災船着場と緊急輸送道路を結ぶネットワークの形成

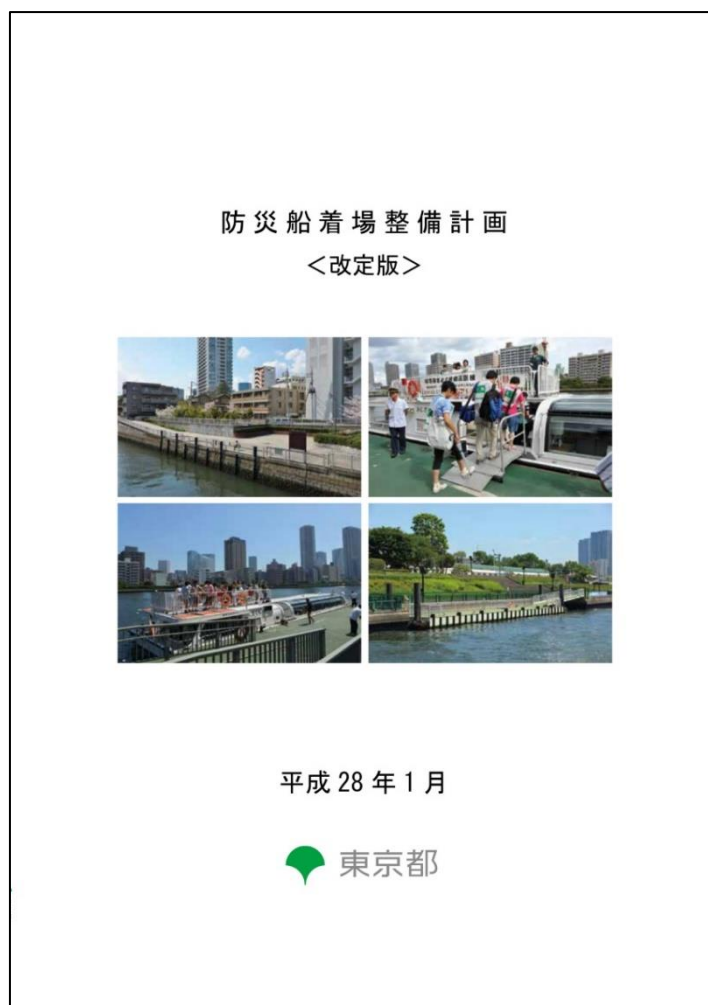
東京都は、災害時における河川舟運の有効性に着目し、防災船着場と陸上交通網とのネットワークの構築や病院、広域輸送基地、地域内輸送拠点、避難場所などを効果的に結びつけることを定めた「防災船着場整備計画（平成28年1月改訂）」を策定しています。

区内には荒川、隅田川、新芝川に10か所の防災船着場が位置づけられており、このうち既設3か所、建設予定7か所となっています。

これらの防災船着場と緊急輸送道路を結んで、災害時の緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

【足立区内防災船着場位置図】





【関連する個別計画・事務事業等】

都・防災船着場整備計画



【施策】1-3-(3) 防災船着場と結ぶ緊急輸送道路ネットワークの形成			
施策指標	実績 令和3年度	中間 令和7年度	目標 令和12年度
区内の防災船着場整備済数	3か所	4か所 [※]	4か所 [※]

※ 千住大橋船着場を新たに整備予定（区整備）。国整備予定の荒川2か所（千住・扇）は、「荒川水系河川整備計画 平成28年（令和2年9月変更）」において、概ね30年の間に整備が計画されている。

担当所管	
国	関東地方整備局 荒川下流河川事務所
東京都	建設局 河川部 計画課
足立区	都市建設部 都市建設課